

令和3年12月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室長 飯郷 智子

室長補佐 神棒 一貴

介護統計第一・二係(内線 7567・7568)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3107

令和2年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3頁
(2) 施設別定員の状況	4頁
(3) 介護保険施設の定員、在所(院)者数、利用率	4頁
(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	5頁
2 従事者の状況	
職種別従事者数	6頁
3 利用者の状況	
利用者1人当たり利用回数	7頁
用語の定義	8頁

令和2年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については都道府県及び事業所の規模(通所介護については都道府県)を層として層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 603	1 416	1 380	88.3
介護予防訪問看護ステーション	12 535	11 245	10 999	89.7
介護予防通所リハビリテーション	8 498	7 824	7 624	92.1
介護予防短期入所生活介護	11 252	10 218	10 114	90.8
介護予防短期入所療養介護	5 156	4 729	4 674	91.7
介護予防特定施設入居者生活介護	5 046	4 511	4 502	89.4
介護予防福祉用具貸与	7 661	5 943	5 831	77.6
特定介護予防福祉用具販売	7 692	5 970	5 864	77.6
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 806	3 395	3 172	89.2
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 177	4 584	4 510	88.5
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 725	12 321	12 227	89.8
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 2 791	2 665	2 663	95.5
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 12 727	10 204	9 687	80.2
訪問入浴介護	1 754	1 535	1 496	87.5
訪問看護ステーション	12 839	11 509	11 243	89.6
通所介護	※ 15 478	13 536	13 421	87.5
通所リハビリテーション	8 588	7 909	7 695	92.1
短期入所生活介護	11 791	10 691	10 585	90.7
短期入所療養介護	5 275	4 844	4 792	91.8
特定施設入居者生活介護	5 469	4 888	4 877	89.4
福祉用具貸与	7 766	6 006	5 879	77.3
特定福祉用具販売	7 720	5 989	5 880	77.6
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 150	961	921	83.6
夜間対応型訪問介護	245	199	180	81.2
地域密着型通所介護	20 274	17 207	16 884	84.9
認知症対応型通所介護	4 155	3 701	3 464	89.1
小規模多機能型居宅介護	5 668	5 010	4 929	88.4
認知症対応型共同生活介護	14 067	12 637	12 565	89.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	359	326	324	90.8
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	721	647	638	89.7
地域密着型介護老人福祉施設	2 421	2 237	2 232	92.4
居宅介護支援事業所	※ 7 691	6 569	5 597	85.4
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 314	7 611	7 605	91.5
介護老人保健施設	4 308	4 005	4 001	93.0
介護医療院	536	506	506	94.4
介護療養型医療施設	567	531	520	93.7

注:1) 調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 回収率(%)=「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

3 調査の時期

令和2年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票：法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票：法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

- ① 介護保険施設：開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等：開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

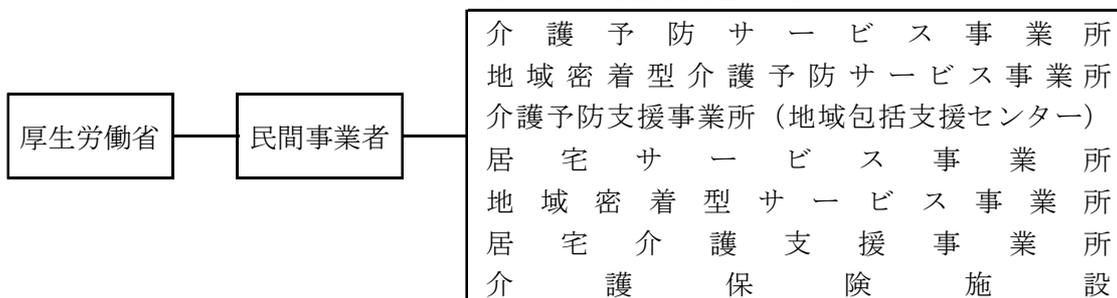
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

(5) 表1、表2以外の数値は推計値である。

推計方法については、厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html#link02>) を参照。

結果の概要

この結果は、令和2年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護サービスの事業所数をみると、居宅サービス事業所では訪問介護が35,075事業所、訪問看護ステーションが12,393事業所、通所介護が24,087事業所となっている。地域密着型サービス事業所では定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1,099事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が711事業所となっており、伸び率が大きくなっている。

介護保険施設をみると、介護老人福祉施設が8,306施設、介護老人保健施設が4,304施設、介護医療院が536施設、介護療養型医療施設が556施設となっている。（表1）

表1 施設・事業所数（基本票）

	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 561	1 626	△ 65	△ 4.0
介護予防訪問看護ステーション	12 115	11 301	814	7.2
介護予防通所リハビリテーション	8 274	8 226	48	0.6
介護予防短期入所生活介護	11 134	11 037	97	0.9
介護予防短期入所療養介護	5 098	5 101	△ 3	△ 0.1
介護予防特定施設入居者生活介護	5 033	4 917	116	2.4
介護予防福祉用具貸与	7 463	7 549	△ 86	△ 1.1
特定介護予防福祉用具販売	7 506	7 597	△ 91	△ 1.2
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 536	3 664	△ 128	△ 3.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 076	5 017	59	1.2
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 612	13 384	228	1.7
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	5 249	5 199	50	1.0
居宅サービス事業所				
訪問介護	35 075	34 825	250	0.7
訪問入浴介護	1 708	1 790	△ 82	△ 4.6
訪問看護ステーション	12 393	11 580	813	7.0
通所介護	24 087	24 035	52	0.2
通所リハビリテーション	8 349	8 318	31	0.4
短期入所生活介護	11 668	11 566	102	0.9
短期入所療養介護	5 220	5 230	△ 10	△ 0.2
特定施設入居者生活介護	5 454	5 328	126	2.4
福祉用具貸与	7 545	7 651	△ 106	△ 1.4
特定福祉用具販売	7 529	7 630	△ 101	△ 1.3
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 099	1 020	79	7.7
夜間対応型訪問介護	220	228	△ 8	△ 3.5
地域密着型通所介護	19 667	19 858	△ 191	△ 1.0
認知症対応型通所介護	3 868	3 973	△ 105	△ 2.6
小規模多機能型居宅介護	5 556	5 502	54	1.0
認知症対応型共同生活介護	13 977	13 760	217	1.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	354	352	2	0.6
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	711	588	123	20.9
地域密着型介護老人福祉施設	2 413	2 359	54	2.3
居宅介護支援事業所	39 284	40 118	△ 834	△ 2.1
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 306	8 234	72	0.9
介護老人保健施設	4 304	4 337	△ 33	△ 0.8
介護医療院	536	245	291	118.8
介護療養型医療施設	556	833	△ 277	△ 33.3

注：複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 576,442 人、介護老人保健施設が 373,342 人、介護医療院が 33,750 人、介護療養型医療施設が 19,338 人となり、介護医療院の定員が介護療養型医療施設の定員を上回った（表 2）。

表 2 施設数、定員（基本票）

各年10月1日現在

	施設数		定員(人)	
	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)
介護老人福祉施設	8 306	8 234	576 442	569 410
介護老人保健施設	4 304	4 337	373 342	374 767
介護医療院	536	245	33 750	15 909
介護療養型医療施設 ¹⁾	556	833	19 338	34 039

注: 1) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 介護保険施設の定員、在所（院）者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 69.3 人、介護老人保健施設が 86.9 人、介護医療院が 63.0 人、介護療養型医療施設が 34.4 人、1施設当たり在所（院）者数は、それぞれ 66.6 人、76.9 人、59.1 人、29.3 人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護医療院で9割を超えている（表 3）。

表 3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所（院）者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員(人)		1施設当たり9月末の 在所(院)者数(人)		9月末の利用率(%) ¹⁾	
	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)
介護老人福祉施設	69.3	69.3	66.6	66.3	96.0	95.6
介護老人保健施設	86.9	86.4	76.9	77.1	88.5	89.2
介護医療院	63.0	65.0	59.1	61.6	93.9	94.7
介護療養型医療施設 ²⁾	34.4	41.1	29.3	36.3	85.2	88.3
診療所(再掲)	9.1	8.9	6.4	6.3	70.5	70.3

注: 1) 「利用率」は、定員に対する在所(院)者数の割合である。

2) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(4) 開設（経営）主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が95.4%と最も多く、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設では「医療法人」が75.1%、90.4%、81.9%とそれぞれ最も多くなっている（表4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表5）。

表4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位：%)

令和2年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.4	2.7	1.2	0.1	0.2	95.4	・	-	0.0	・
介護老人保健施設	100.0	-	3.1	0.5	1.7	0.0	15.7	75.1	2.8	1.0	0.1
介護医療院	100.0	0.2	1.8	0.2	0.8	-	1.4	90.4	2.8	0.8	1.5
介護療養型医療施設	100.0	-	6.4	0.2	1.4	-	0.7	81.9	1.6	0.8	7.0

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

(単位：%)

令和2年10月1日現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人 ¹⁾	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	その他
居宅サービス事業所										
(訪問系)										
訪問介護	100.0	0.3	...	15.7	5.3	1.8	2.0	69.8	4.9	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.1	...	26.4	1.8	0.5	0.7	70.2	0.3	-
訪問看護ステーション	100.0	1.8	1.7	6.0	23.8	7.2	1.6	56.0	1.5	0.5
(通所系)										
通所介護	100.0	0.4	...	36.3	7.6	0.6	1.5	51.8	1.7	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.6	1.2	8.2	77.9	2.6	...	0.1	...	7.4
介護老人保健施設	100.0	3.2	1.8	16.6	74.3	3.1	...	-	...	0.9
介護医療院	100.0	4.6	1.5	-	84.6	7.8	...	-	...	1.6
医療施設	100.0	2.2	0.6	1.5	80.8	2.1	...	0.1	...	12.8
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.4	...	84.7	2.9	0.1	0.3	10.1	0.4	0.2
短期入所療養介護	100.0	3.3	1.6	12.9	77.4	3.0	...	-	...	1.8
介護老人保健施設	100.0	3.1	1.8	15.9	75.2	3.1	...	-	...	0.9
介護医療院	100.0	2.5	0.7	-	90.2	3.5	...	-	...	3.1
医療施設	100.0	4.8	0.9	0.9	84.6	2.3	...	-	...	6.5
特定施設入居者生活介護	100.0	0.6	...	22.2	6.3	0.6	0.3	69.0	0.4	0.5
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	1.9	1.3	0.5	1.1	94.4	0.5	0.3
特定福祉用具販売	100.0	-	...	1.5	1.1	0.5	1.1	95.2	0.4	0.2
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	27.5	17.3	1.8	3.7	48.2	1.0	0.4
夜間対応型訪問介護	100.0	0.6	...	37.3	7.5	1.6	3.9	48.0	1.0	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	...	11.9	3.8	1.0	1.0	75.8	5.9	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.3	...	41.9	11.7	1.0	1.3	37.9	5.6	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	32.4	11.9	0.6	2.2	47.0	5.6	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	24.5	15.9	0.5	0.6	54.3	4.1	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	30.9	17.2	0.6	0.6	48.5	1.8	0.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	100.0	-	...	17.2	24.4	4.9	2.9	47.2	3.2	0.2
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.9	-	99.1	-	-	-	-	-	-
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	22.1	...	55.2	14.7	3.8	1.1	2.2	0.6	0.3
居宅介護支援事業所	100.0	0.7	...	24.5	15.8	2.1	2.0	51.2	3.0	0.7

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 従事者の状況

職種別従事者数

職種別に従事者数をみると、訪問介護の訪問介護員は 501,666 人、通所介護の介護職員は 222,157 人となっており、介護保険施設では、介護老人福祉施設の介護職員は 292,875 人、介護老人保健施設の介護職員は 129,219 人となっている（表 6）。

表 6 職種別にみた従事者数（詳細票）

令和2年10月1日現在

	訪問系			通所系					その他			介護保険施設				
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	通所リハビリテーション			短期入所生活介護 ¹⁾	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設 ²⁾		
					地域密着型通所介護	介護老人保健施設	介護医療院								医療施設	
総数	532 502	23 926	133 845	473 146	222 903	67 044	792	57 884	351 661	186 421	256 342	481 000	275 802	28 266	22 332	
医師	…	…	…	337	130	5 251	99	6 919	12 277	…	…	12 603	8 479	3 405	3 372	
看護師 ³⁾	…	5 372	81 632	37 675	16 291	3 804	63	4 560	20 313	15 596	*	5 596	27 022	29 834	5 288	4 273
准看護師	…	3 449	7 999	26 622	10 417	2 398	35	2 120	13 950	7 240	*	3 382	17 110	20 467	3 632	3 103
機能訓練指導員	…	…	…	58 397	33 009	…	…	…	12 142	6 822	…	11 732	…	…	…	
看護師（再掲）	…	…	…	23 107	12 853	…	…	…	3 763	2 339	…	3 155	…	…	…	
准看護師（再掲）	…	…	…	16 669	8 359	…	…	…	3 970	1 427	…	3 084	…	…	…	
柔道整復師（再掲）	…	…	…	4 646	4 772	…	…	…	810	645	…	976	…	…	…	
あん摩マッサージ指圧師（再掲）	…	…	…	1 757	1 844	…	…	…	448	290	…	585	…	…	…	
はり師・きゅう師（再掲）	…	…	…	480	634	…	…	…	61	37	…	104	…	…	…	
理学療法士	…	…	21 093 ※	7 458 ※	3 031	11 313	135	13 320 ※	1 880 ※	1 353	…	2 307 ※	14 793	1 481	1 343	
作業療法士	…	…	9 043 ※	3 693 ※	1 265	6 436	63	4 055 ※	1 020 ※	609	…	1 246 ※	9 217	845	584	
言語聴覚士	…	…	2 678 ※	587 ※	251	1 504	15	1 180 ※	190 ※	122	…	275 ※	2 345	436	261	
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	…	…	7 116	…	**	15 547	13 908	8 704	992	742
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	…	6 877	…	25 642	…	…	…	
生活相談員・支援相談員	…	…	…	58 066	38 121	…	…	…	14 191	9 052	…	13 480	10 729	…	…	
社会福祉士（再掲）	…	…	…	4 790	2 768	…	…	…	3 290	976	…	3 791	3 621	…	…	
介護職員（訪問介護員）	501 666	13 703	…	222 157	95 714	33 641	346	24 676	203 558	117 080	210 762	292 875	129 219	10 110	6 779	
介護福祉士（再掲）	228 087	4 608	…	92 027	31 037	21 595	214	13 289	119 804	54 006	87 167	173 972	83 998	5 681	2 876	
実務者研修修了者（再掲）	28 100	728	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
旧介護職員基礎研修課程修了者（再掲）	7 699	68	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者（再掲）	13 710	124	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
初任者研修修了者（再掲）	217 049	2 291	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
生活援助従事者研修修了者（再掲）	843	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	82	…	…	…	
管理栄養士	…	…	…	2 183	404	2 123	27	737	7 437	…	…	9 234	5 281	762	669	
栄養士	…	…	…	1 396	363	355	2	166	2 893	…	…	2 203	1 104	174	172	
歯科衛生士	…	…	…	571	232	219	5	151	…	…	…	787	687	112	85	
調理員	…	…	…	21 551	8 413	…	…	…	20 805	…	…	23 596	9 079	…	…	
その他の職員	30 836	1 402	11 399	44 192	19 808	…	…	…	36 978	23 755	19 939	47 299	22 206	…	…	

注：従事者数は実人員数である。
 従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。
 介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。
 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。
 従事者数不詳の事業所を除いて算出した。
 介護保険施設の職種については抜粋である。
 「※」は機能訓練指導員の再掲である。
 「*」は介護職員の再掲である。
 「**」は計画作成担当者の再掲である。
 1)「短期入所生活介護」は、空床利用型の従事者を含まない。
 2)「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 3)「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

3 利用者の状況

利用者1人当たり利用回数

令和2年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が20.1回、通所介護が9.4回となっている（表7）。

表7 利用者1人当たり利用回数（詳細票）

	各年9月	
	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)
（単位：回）	利用者1人当たり利用回数 ¹⁾	
介護予防サービス事業所		
（訪問系）		
介護予防訪問入浴介護	4.2	4.2
介護予防訪問看護ステーション ²⁾	5.0	4.8
（通所系）		
介護予防通所リハビリテーション	5.6	5.5
介護老人保健施設	6.0	5.8
介護医療院	5.7	5.4
医療施設	5.4	5.3
（その他）		
介護予防短期入所生活介護 ^{3) 4)}	5.8	5.4
介護予防短期入所療養介護 ⁴⁾	4.6	4.8
介護老人保健施設	4.6	4.7
介護医療院	4.6	7.1
医療施設	4.9	7.2
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.6	5.4
介護予防小規模多機能型居宅介護	18.5	18.3
居宅サービス事業所		
（訪問系）		
訪問介護	20.1	18.7
訪問入浴介護	5.0	4.8
訪問看護ステーション ⁵⁾	7.5	7.0
（通所系）		
通所介護	9.4	8.9
通所リハビリテーション	7.9	7.8
介護老人保健施設	8.2	8.1
介護医療院	7.1	7.0
医療施設	7.6	7.6
（その他）		
短期入所生活介護 ^{3) 4)}	11.3	10.2
短期入所療養介護 ⁴⁾	7.6	7.4
介護老人保健施設	7.5	7.2
介護医療院	7.3	6.9
医療施設	12.2	11.8
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁶⁾	96.7	98.0
夜間対応型訪問介護	7.8	6.7
地域密着型通所介護	8.1	7.7
認知症対応型通所介護	10.0	9.6
小規模多機能型居宅介護	37.1	36.1
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	42.9	41.8

注：1) 事業所ごとにみた「利用者1人当たり利用回数」である。

2) 「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3) 「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

4) 「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

5) 「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

6) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

4 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人